

○内閣府令第 号
農林水産省

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行に伴い、及び農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第九十四条の二第三項の規定に基づき、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年四月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 江藤 拓

農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵省令第十三号）
農林水産省

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改める。

		改正後	
		<p>(連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)</p> <p>第三条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）についての法第九十四条の二第三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>	
		命令	
自己資本の充実の状況に係る区分			
第二区分	単体自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 【一〇六 略】	
【略】			
		改正前	
		<p>(連合会の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)</p> <p>第三条 【同上】</p>	
		命令	
自己資本の充実の状況に係る区分			
第二区分	【同上】	【同上】	
【同上】			
		七 法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれ	
【同上】		【一〇六 略】	

		<p>らに附帯する事業を除く。)又は同条第七項若しくは第二十四項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>八 「略」</p>
「略」		
<p>2 連合会及びその子会社等についての法第九十四条の二三項の主務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ主務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。</p>		
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	
<p>第二区分</p> <p>連結自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>次の各号に掲げる連合会及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同</p>	

		<p>らに附帯する事業を除く。)又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>八 「同上」</p>
「同上」		
<p>2 「同上」</p>		
自己資本の充実の状況に係る区分	命令	
<p>第二区分</p> <p>「同上」</p>	<p>「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 法第十条第一項第四号の事業のうち同条第二十三項各号に掲げるもの、同</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	<p>条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第七項若しくは第二十四項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 「略」</p>
	「同上」	<p>条第六項各号に掲げる事業（同項第一号及び第二号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）又は同条第七項に規定する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>十 「同上」</p>

附 則

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。